

飯塚市予約乗合タクシー予約受付業務委託プロポーザル実施要領

この要領は、飯塚市が「飯塚市予約乗合タクシー予約受付業務委託」の受託候補者を公募型プロポーザル方式により選定するために必要な手続き等について定めるものである。

1 業務名

飯塚市予約乗合タクシー予約受付業務委託

2 業務の目的

本業務は、地域住民とりわけ生活交通弱者（高齢者や交通空白地居住者等）に対し、買物や通院などの交通手段を確保することにより、日常生活が維持できる環境を確保するために、発注者の指定した予約管理システム（以下「予約管理システム」という。）を用いて予約乗合タクシーの予約受付及び車両管理を行い、効率的な運行に資することを目的とする。

3 履行期間

令和7年4月1日から令和10年3月31日まで（3年間）

4 業務内容等

別紙「飯塚市予約乗合タクシー予約受付業務委託仕様書」のとおりとする。

5 見積限度額（消費税及び地方消費税を除く）

14,311,000 円（令和7年度分）

14,467,000 円（令和8年度分）

14,640,000 円（令和9年度分）

※業務委託の履行期間は令和7年度から9年度までの3年間とし、協定書を締結する。運行業務委託契約は年度毎に締結のため、今回の見積金額は令和7年度の1年分のみとし、その見積金額を令和7年度の委託料とする。なお、令和8年度及び9年度の委託料については、仕様書記載のとおりとする。（※令和8年度及び9年度の金額は限度額の範囲内）

6 参加資格及び要件

本プロポーザルに参加する者（以下「参加者」という。）の必要な資格は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4に規定する者に該当しないこと。
- (2) 法人格を有すること。
- (3) 飯塚市内に本社を有していること。
- (4) 国税、都道府県税、市税に滞納がないこと。
- (5) 飯塚市有資格者名簿（以下「名簿」という。）に登載されている者にあつては、飯塚市指名競争入札参加者の指名停止措置要綱（平成19年飯塚市告示第28号）の規定に基づく指名停止期間中でないこと及び飯塚市競争入札参加者の指名保留基準の規定に基づく指名

保留期間中でないこと。

また、名簿登載者以外のものにあつては、当該要綱の別表各号に掲げる指名停止措置要件に該当しないこと。

(6)福岡県暴力団排除条例（平成 21 年福岡県条例第 59 号）に規定する暴力団員または暴力団員等でないこと。また、同条例「第四章暴力団員等に対する利益の供与の禁止等」の規定に該当しないこと。

(7)会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続開始の申立てをしている者でないこと。

(8)民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始の申立てをしている者でないこと。

(9)破産法（平成 16 年法律第 75 号）に基づく破産手続開始の申立てをしている者でないこと。

7 事業者の公募

(1)事業者の公募は、飯塚市ホームページに掲載する。

(2)公募の期間は、令和 6 年 12 月 25 日（水）から令和 7 年 1 月 27 日（月）までとする。

8 選定スケジュール

内容	日程
実施要領の公表	令和 6 年 12 月 25 日（水）
質問の提出期限	令和 7 年 1 月 9 日（木）午後 4 時まで
質問の回答期限	令和 7 年 1 月 17 日（金）
参加表明書・企画提案書等の提出期限	令和 7 年 1 月 27 日（月）
第 1 次審査（参加希望者 5 者以上の場合のみ）	令和 7 年 1 月 28 日（火）予定
第 1 次審査結果通知（事前審査実施時のみ）	令和 7 年 1 月 29 日（水）予定
第 2 次審査（プレゼンテーション審査）	令和 7 年 2 月 10 日（月）
第 2 次審査結果通知・審査結果公表	令和 7 年 2 月中旬予定

※なお、日程については変更する場合がある。

9 質問の受付及び回答

(1) 質問の受付

①受付期限 令和 7 年 1 月 9 日（木）午後 4 時まで（必着）

②提出方法 質問書（様式 8）により、電子メールにて本領 10（7）記載の担当部局のメールアドレス宛てに送信し、その旨を電話にて連絡すること。電話及び直接来庁による質問には応じない。

(2) 質問に対する回答

令和 7 年 1 月 17 日（金）までに質問書に記載されたメールアドレスに電子メールで回答し、後日ホームページに掲載する。

10 参加申込の手続き

本プロポーザルへ参加を希望する者は、下記の要領で参加表明書及び提案書等を提出すること。

※各様式については、原則、本市ホームページによりダウンロードして入手すること。

ただし、ホームページから取得できない参加者に対しては、事務局で配布する。

※様式の定めのない書類については、様式を任意とする。

(1) 参加表明書等

※名簿登載者については、②③⑤⑦⑧の提出は省略可。

①参加表明書（様式1）

②所轄法務局が3箇月以内に発行したもので、現状と相違のない登記事項証明書（履歴事項全部証明書）（写し可）

③印鑑証明書（原本のみ）（発行後3箇月以内のもの）

④会社概要票（様式2）

⑤財務諸表等（直近の決算のもの）

⑥業務実績調書（様式3）

⑦直近の国税・都道府県税・市町村税の納税証明書等（未納がないことが確認できるもの。写し可。）（発行後3箇月以内のもの。）

⑧役員名簿（様式4）

(2) 提案書等

①提案書（様式は任意）※「11 提案書の記載内容」の記載順((1)～(4))のとおり提案書を作成すること。

※提案書はA4サイズ、文字の大きさは11ポイント以上、総頁数は15頁以内とし、長辺綴じとすること。また、提案書については、会社名等を明記せずに作成すること。

②人員配置計画書（様式5）

③見積書（様式6）

(3) 提出部数

(1) については各1部

(2) については各10部（正本1部、副本9部）

※正本1部にのみ社名を記載し、代表者印を押印すること。

副本には事業者の名称その他事業者が特定される情報（ロゴマーク等）は記載しないこと。（写真等の資料にも記載がないことを確認すること。）

(4) 提出先

飯塚市 市民協働部 地域公共交通対策課

(5) 提出方法

担当部局へ直接持参又は書留郵便により提出すること。

(6) 提出期限

令和7年1月27日（月）午後4時まで（直接持参の場合、書留郵便の場合ともに必着）

(7) 担当部局

飯塚市市民協働部地域公共交通対策課 担当 田中

〒820-8501 飯塚市新立岩5番5号

E-mail : chiiki-koutsuu@city.iizuka.lg.jp

電 話 : 0948-96-8450（直通）

F A X : 0948-22-5526

11 提案書の記載内容

(1) 受託業務に関する基本的な考え方（業務理解、取組姿勢）について

- ①使用する予約管理システム（デマンド運行管理システム）の理解
（なお、現在予約管理システムについてはコンビニクルを使用中。）
- ②飯塚市のコミュニティ交通の状況把握
- (2) 接遇について
 - ①電話対応の指導等
※マニュアル等が書面である場合は別途提出すること。
 - ②接遇研修等実施（実施頻度）、オペレーターへの教育体制
 - ③個人情報保護に対する具体的な取り組み（プライバシーマーク付与等の個人情報保護に関する認証や資格等の有無）
※マニュアルや規定が書面である場合は別途提出すること。
- (3) 人員体制について
 - ①雇用（市内居住者雇用）
 - ②病休等の代替要員の確保等
- (4) 危機管理・サポート体制について
 - ①利用者からの苦情等への対応（対応者の配置、対応体制）
※マニュアル等が書面である場合は別途提出すること。

12 プロポーザル参加の辞退

プロポーザルの参加を辞退する場合は辞退届（様式7）により行うものとする。

13 審査方法

審査は、飯塚市コミュニティ交通業務受託事業者審査委員会（以下「審査委員会」という。）（5名）において実施する。なお、第1次審査及び第2次審査において、提案者名は伏せて審査を行うものとする。

(1) 第1次審査（書類審査）

①希望者が5者以上となった場合は、審査委員会において「14 審査基準及び配点」のNo.①③により審査を行い、第2次審査参加者を3者程度選定するものとする。提案書等の内容について、審査基準に基づき書類審査し、高い評価を得た選定者（以下「選定候補者」という。）を選定する。

②実施日 令和7年1月28日（火）

③結果通知 令和7年1月29日（水）午後5時までに、審査結果を事前審査通過者にのみ参加表明書に記載されている連絡先に電話にて連絡する。後日、参加希望者全員に書面により結果を通知する。

(2) 第2次審査（プレゼンテーションによる審査）

①選定候補者によるプレゼンテーションを実施し、審査委員会において審査基準に基づき採点し、第1次審査と第2次審査の総得点により受託候補者を決定する。点数の同じ者が2者以上あるときは、審査基準「受託業務に関する実績と基本的な考え方（業務理解、取組姿勢）について」の得点が最も高い者を選定する。プレゼンテーションの時間は1者につき15分以内とし、10分以内の質疑応答時間を設ける。

②実施日 令和7年2月10日（月）

③評価項目の採点結果の合計点が満点の6割に満たない場合は、失格とする。

④プレゼンテーション中に会社名等を推測させるような行為を行った場合は減点（-10点）とする。

- ※プレゼンテーションで機材等を使用する場合は、各自で準備すること。
- ⑤審査結果は、プレゼンテーション審査参加者全員に書面にて通知する。

14 審査基準及び配点

No.	審査区分		審査基準	配点
	1次	2次		
①	○	○	受託業務に関する実績と基本的な考え方（業務理解、取組姿勢）について	40
②		○	接遇について	30
③	○	○	人員体制について	15
④		○	危機管理・サポート体制について	15
⑤		○	価格評価	20
合 計				120

15 失格条項

参加者又は参加者の提出書類が、次の事項のいずれかに該当する場合には、当該参加者を失格とし、そのプロポーザルの提案は無効とする。

- (1) 本実施要領6に記載する参加資格を満たしていない場合又は満たさなくなった場合
- (2) 定められた提出方法、提出期限などの条件に適合していない場合。
- (3) 記載された事項が提出条件に適合しない場合。
- (4) 記載を求められた事項の全部又は一部が記載されていない場合。
- (5) 虚偽の内容が記載された場合。
- (6) 契約が締結できない又は締結の意思が認められない場合。
- (7) 本実施要領5に記載する見積限度額を超える見積金額で提案された場合。
- (8) 飯塚市指名競争入札参加者の指名停止要綱（平成19年告示第28号）の規定に該当する行為が認められた場合。

16 審査結果の公表

審査の結果については、市ホームページに以下の内容を公表する。

- (1) 受託候補者の名称、所在地、総得点
- (2) 受託候補者以外の総得点（名称等は非公表とする。）

17 契約の手続き

受託候補者との協議が整い次第、速やかに契約の手続きを進めるものとする。なお、提案内容は、協議により必要が生じた場合に修正することがある。

受託候補者が、契約を辞退した又は参加資格要件を満たさなくなった場合には、次順位の者と契約の手続きを行うものとする。

18 その他

- (1) 提出された参加表明書及び提案書等は、一切返却しないものとする。
- (2) 参加表明書及び提案書等の提出後は、記載された内容の変更は認めない。

- (3) 提出された参加表明書及び提案書等は、受託候補者を特定する以外には提出者に無断で使用しない。
- (4) 提出された参加表明書及び提案書等は、選定を行う作業に必要な範囲内において複製することがある。
- (5) 提出された提案書等については、飯塚市情報公開条例第 8 条第 2 号によるものを除き、原則公開とする。
- (6) 提案書の作成のために飯塚市から受領した資料は、飯塚市の了解なく公表してはならない。
- (7) 審査結果について一切の異議申立ては出来ないものとする。
- (8) プロポーザルの参加、資料の作成、提出に要する費用は全て参加者の負担とする。